

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱一部改正案 新旧対照表

改正案				現 行			
別 紙 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱				別 紙 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱			
第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金				第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金			
(定 義) 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				(定 義) 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(3) 障害者自立支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第12項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設			(3) 障害者自立支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第12項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(4) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所	短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所			(4) 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所	共同生活介護事業所 共同生活援助事業所		
(交付の対象) 4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。				(交付の対象) 4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。			

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(3) 障害福祉サービス事業所等 7 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者自立支援法第79条第2項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により課税されないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特民法法人等。以下「社会福祉法人」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
ウ 障害者支援施設	障害者自立支援法第83条第4項	社会福祉法人等（医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(4) 短期入所事業所、共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修（転換）については、次により算出された額を交付額とする。

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(3) 障害福祉サービス事業所等 7 障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第79条第2項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により課税されないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特民法法人等。以下「社会福祉法人」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
イ 障害者支援施設	障害者自立支援法第83条第4項	社会福祉法人等（医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(4) 共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修（転換）については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、19,900千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,700千円）を加えた額とする。（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,850千円）を加えた額とする。）

ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、19,900千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,700千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,850千円）を加えた額とする。）を国庫補助基本額の上限とする。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、エによることとする。）とする。

エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費（対象経費の実支出額）（寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額）のうち地域交流スペースの整備に係る額と、19,900千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,700千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,850千円）を加えた額とする。）と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

（3）次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合
（1）のうち「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「（3）の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合
（2）のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（3）の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業とし	・救護施設 ・更生施設 ・宿所提供施設 ・障害福祉サービス事業所（生活	5/6	4/5

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類のごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、19,600千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,300千円）を加えた額とする。（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,070千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,800千円）を加えた額とする。）

ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、19,600千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,300千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,070千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,800千円）を加えた額とする。）を国庫補助基本額の上限とする。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、エによることとする。）とする。

エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費（対象経費の実支出額）（寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額）のうち地域交流スペースの整備に係る額と、19,600千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,300千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,070千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,800千円）を加えた額とする。）と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

（3）次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合
（1）のうち「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「（3）の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合
（2）のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（3）の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業とし	・救護施設 ・更生施設 ・宿所提供施設 ・障害福祉サービス事業所	5/6	4/5

て行う場合

介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

- ・障害者支援施設
- ・身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。）
- ・身体障害者更生施設（中分類）
- ・身体障害者療護施設（中分類）
- ・身体障害者授産施設（中分類（身体障害者小規模通所授産施設を除く。））
- ・知的障害者援護施設（知的障害者小規模通所授産施設及び知的障害者通勤寮（中分類）を除く。）
- ・知的障害児施設（中分類）

・授産施設（中分類）

8.75/10

7.5/8.75

・重症心身障害児施設（中分類）

9/10

8/9

て行う場合

- ・障害者支援施設
- ・身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。）
- ・身体障害者更生施設（中分類）
- ・身体障害者療護施設（中分類）
- ・身体障害者授産施設（中分類（身体障害者小規模通所授産施設を除く。））
- ・知的障害者援護施設（知的障害者小規模通所授産施設及び知的障害者通勤寮（中分類）を除く。）
- ・知的障害児施設（中分類）

・授産施設（中分類）

8.75/10

7.5/8.75

・重症心身障害児施設（中分類）

9/10

8/9

別表3-1

平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類	補助基準額					
	都市部	標準				
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童デイサービス	本体(日中活動部分) 利用定員 20人以下	都市部	41,600,000			
		標準	39,600,000			
		21人～40人	都市部	83,400,000		
		標準	79,500,000			
		41人～60人	都市部	138,900,000		
		標準	132,300,000			
		61人～80人	都市部	195,000,000		
		標準	185,800,000			
		81人～100人	都市部	251,400,000		
		標準	239,400,000			
		101人～120人	都市部	306,900,000		
		標準	292,300,000			
		121人以上	都市部	363,100,000		
		標準	345,900,000			
		施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	33,600,000	
				標準	32,100,000	
				21人～40人	都市部	67,300,000
				標準	64,200,000	
41人～60人	都市部			112,400,000		
標準	107,100,000					
61人～80人	都市部			158,100,000		
標準	150,600,000					
81人～100人	都市部			203,100,000		
標準	193,500,000					
101人～120人	都市部			249,000,000		
標準	237,100,000					
就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000				
	標準	30,500,000				
短期入所整備加算	都市部	9,000,000				
	標準	8,580,000				
発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000				
	標準	9,750,000				

別表3-1

平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類	補助基準額				
	都市部	標準			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	82,000,000	
			標準	78,100,000	
		41人～60人	都市部	136,500,000	
			標準	130,000,000	
		61人～80人	都市部	191,700,000	
			標準	182,600,000	
		81人～100人	都市部	246,900,000	
			標準	235,200,000	
		101人～120人	都市部	301,500,000	
			標準	287,200,000	
		121人以上	都市部	356,700,000	
			標準	339,800,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	66,200,000	
			標準	63,000,000	
			41人～60人	都市部	110,400,000
			標準	105,200,000	
			61人～80人	都市部	155,400,000
			標準	148,000,000	
			81人～100人	都市部	199,500,000
			標準	190,100,000	
			101人～120人	都市部	244,600,000
			標準	233,000,000	
			121人以上	都市部	288,800,000
			標準	275,100,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	31,500,000			
	標準	30,000,000			
短期入所整備加算(入所のみ)	都市部	7,330,000			
	標準	6,990,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,050,000			
	標準	9,600,000			
退院支援施設整備加算	新築・改築	利用定員 40人以下	都市部	38,300,000	
			標準	36,500,000	
		利用定員 41人～60人	都市部	57,300,000	
			標準	54,600,000	
	既存施設を改修して転換する場合	利用定員 40人以下	都市部	19,100,000	
			標準	18,200,000	
		利用定員 41人～60人	都市部	28,600,000	
			標準	27,300,000	
共同生活介護 共同生活援助	創設	定員4人～10人	都市部	19,600,000	
			標準	18,700,000	

別表3-1

平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額		
	退院支援 施設整備 加算	新築・改築	利用定員 40人 以下	都市部	38,900,000	
				標準	37,100,000	
			利用定員 41人 ~60人	都市部	58,300,000	
				標準	55,500,000	
		既存施設を改修し て転換する場合	利用定員 40人 以下	都市部	19,400,000	
				標準	18,500,000	
			利用定員 41人 ~60人	都市部	29,100,000	
				標準	27,700,000	
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	75,300,000		
			標準	71,700,000		
		21人 ~ 40人	都市部	150,800,000		
			標準	143,700,000		
		41人 ~ 60人	都市部	251,400,000		
			標準	239,400,000		
		61人 ~ 80人	都市部	353,300,000		
			標準	336,500,000		
		81人 ~ 100人	都市部	454,500,000		
			標準	432,900,000		
		101人 ~ 120人	都市部	555,900,000		
			標準	529,500,000		
		121人以上	都市部	657,200,000		
			標準	625,900,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	32,000,000
					標準	30,500,000
		短期入所整備加算			都市部	9,000,000
					標準	8,580,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,200,000		
			標準	9,750,000		
共同生活介護 共同生活援助	創設	定員4人~10人	都市部	19,900,000		
			標準	19,000,000		
		短期入所整備加算	都市部	9,000,000		
			標準	8,580,000		
		エレベーター等設置整備加算	都市部	1,570,000		
			標準	1,500,000		

別表3-1

平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人 以下	都市部	148,300,000		
			標準	141,300,000		
		41人 ~ 60人	都市部	246,900,000		
			標準	235,200,000		
		61人 ~ 80人	都市部	347,300,000		
			標準	330,800,000		
		81人 ~ 100人	都市部	446,700,000		
			標準	425,500,000		
		101人 ~ 120人	都市部	546,300,000		
			標準	520,300,000		
		121人以上	都市部	645,700,000		
			標準	615,000,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	31,500,000
					標準	30,000,000
短期入所整備加算			都市部	7,330,000		
			標準	6,990,000		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,000,000		
			標準	9,600,000		
障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人 以下	都市部	82,000,000		
			標準	78,100,000		
		41人 ~ 60人	都市部	136,500,000		
			標準	130,000,000		
		61人 ~ 80人	都市部	191,700,000		
			標準	182,600,000		
		81人 ~ 100人	都市部	246,900,000		
			標準	235,200,000		
		101人 ~ 120人	都市部	301,500,000		
			標準	287,200,000		
		121人以上	都市部	356,700,000		
			標準	339,800,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	31,500,000
					標準	30,000,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,050,000		
			標準	9,600,000		
福祉ホーム	改修	利用定員 40人 以下	都市部	19,100,000		
			標準	18,200,000		
		利用定員 41人 ~ 60人	都市部	28,600,000		
			標準	27,300,000		

別表3-1

平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
障害児施設(入所) 本体	利用定員 20人以下	都市部	75,300,000
		標準	71,700,000
	21人 ~ 40人	都市部	150,800,000
		標準	143,700,000
	41人 ~ 60人	都市部	251,400,000
		標準	239,400,000
	61人 ~ 80人	都市部	353,300,000
		標準	336,500,000
	81人 ~ 100人	都市部	454,500,000
		標準	432,900,000
	101人 ~ 120人	都市部	555,900,000
		標準	529,500,000
	121人以上	都市部	657,200,000
		標準	625,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000
		標準	30,500,000
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000
		標準	8,580,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000	
	標準	9,750,000	
障害児施設(通所) 本体	利用定員 20人以下	都市部	41,600,000
		標準	39,600,000
	21人 ~ 40人	都市部	83,400,000
		標準	79,500,000
	41人 ~ 60人	都市部	138,900,000
		標準	132,300,000
	61人 ~ 80人	都市部	195,000,000
		標準	185,800,000
	81人 ~ 100人	都市部	251,400,000
		標準	239,400,000
	101人 ~ 120人	都市部	306,900,000
		標準	292,300,000
	121人以上	都市部	363,100,000
		標準	345,900,000

別表3-1

平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額
補装具製作施設	都市部	10,500,000
	標準	10,100,000
盲導犬訓練施設	都市部	127,800,000
	標準	121,800,000
点字図書館	都市部	35,300,000
	標準	33,600,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	47,600,000
	標準	45,300,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

別表3-1

平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	
		標準	30,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000	
		標準	9,750,000	
短期入所(短期入所のための整備の場合)		都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
福祉ホーム	改修	利用定員 40人以下	都市部	19,400,000
			標準	18,500,000
		利用定員 41人～60人	都市部	29,100,000
			標準	27,700,000
補装具製作施設		都市部	10,700,000	
		標準	10,200,000	
盲導犬訓練施設		都市部	130,100,000	
		標準	123,900,000	
点字図書館		都市部	35,900,000	
		標準	34,200,000	
聴覚障害者情報提供施設		都市部	48,300,000	
		標準	46,100,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

※保護施設、沖縄振興計画、公害防止対策事業、地震対策緊急整備事業計画に係る間接補助基準単価の改正に係る新旧は省略